

「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂：総務省）」で示されている様式4表に、これらの財務書類に関連する事項についての「附属明細書」及び作成に当たって説明する必要がある情報を示した「注記」を加えて作成しています。

附属明細書

有形固定資産の明細や貸付金の明細など、財務書類4表の各項目の内訳を詳しく表示しています。

注記

有価証券などの評価基準及び評価方法、連結対象範囲など財務書類4表を作成する上で説明する必要がある情報について表示しています。

I. 新地方公会計制度の概要

（1）統一的な基準の特徴

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正かつ確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた現金主義・単式簿記を採用しています。

一方、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会に説明する必要がある一層高まっており、補完の方法として複式簿記による発生主義会計が求められるようになりました。

このような動きを受け、総務省は平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を示し、原則として平成27年度から平成29年度までの三年間で統一的な基準による財務書類等を整備するよう全ての都道府県、市町村等に要請しました。

今回の「統一的な基準」では、会計処理方法として民間企業会計と同様の複式簿記や発生主義会計を導入するとともに、現存するすべての固定資産を洗い出し、固定資産台帳を整備することで、現金取引に加えて、ストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）及びフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）を網羅的かつ公正価値で把握できます。

また、連結財務書類においては、地方公共団体の構成団体である一部事務組合や第三セクターを一つの行政サービス実施主体と捉え、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることが可能です。

(2) 各財務表の概要

1. 貸借対照表 略称：BS (Balance Sheet)

地方公共団体がどのような資産をいくら保有しているのか（資産保有状況）と、その資産はどのような財源により形成されているのか（財源調達状況）を対照表示したものです。

貸借対照表の作成により、基準日時点における当地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）が明らかにされます。

2. 行政コスト計算書 略称：PL (Profit and Loss statement)

一会計年度中の行政活動に係る費用（減価償却費を含む）と行政活動との直接的な対価性を有する使用料・手数料等の収益を対比させたものです。

その差額として、地方公共団体の一会計年度中の行政活動について税金等で賄うべきコスト（純行政コスト）が明らかにされます。

3. 純資産変動計算書 略称：NW (Net Worth statement)

貸借対照表（BS）に表示される純資産が、一会計年度中にどのように変動したのかを明らかにするものです。

この変動は、行政コスト計算書（PL）で算出された純行政コストを減少要因として、税金等や国県等補助金といった財源を増加要因として算出されます。

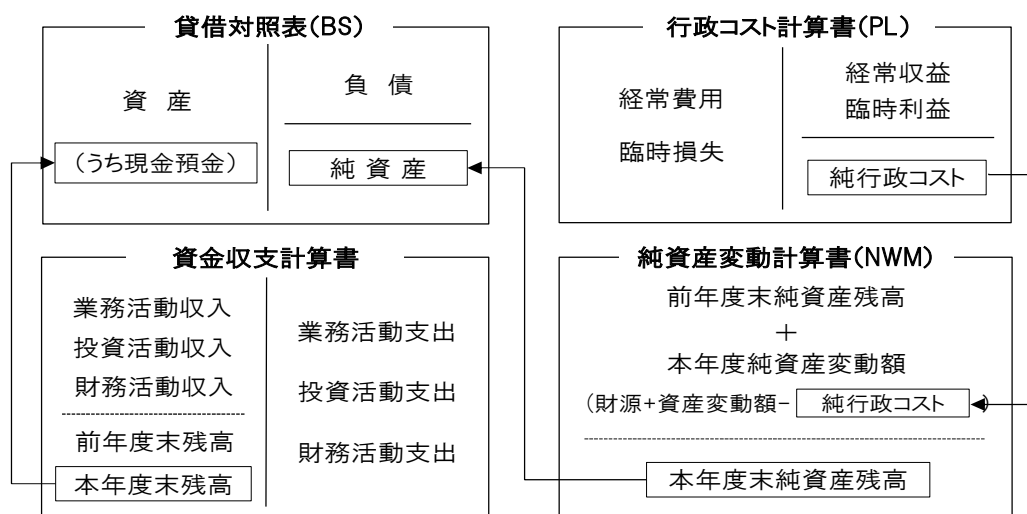
純資産の総額は「固定資産形成分」と「余剰分（不足分）」に分類されますが、これは純資産がどのような経緯で蓄積されたものか、どのような形態で保有されているかを表しています。

4. キャッシュフロー計算書 略称：CF (Cash Flow statement)

一会計年度中の現金等の資金の流れを、性質の異なる3つの活動（業務活動、投資活動、財務活動）に区分して表示したものです。

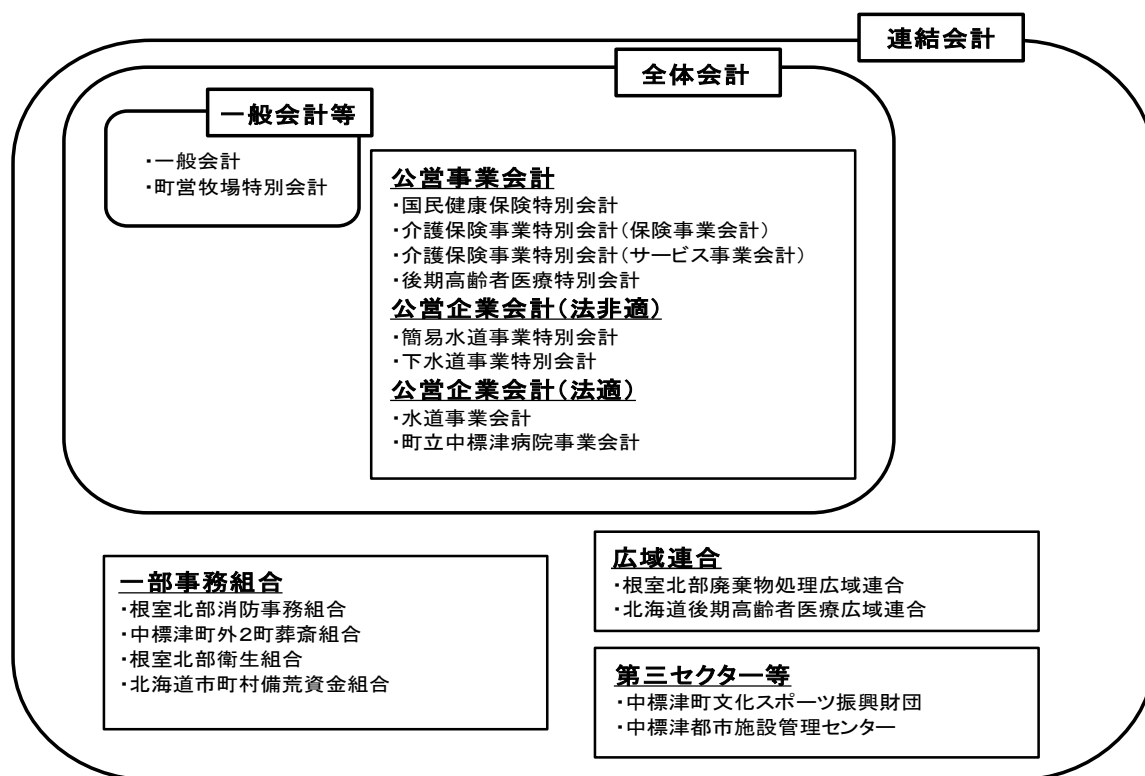
現金収支は歳入歳出決算書においても明らかにされているところですが、キャッシュフロー計算書では資金の流れを要素別に表示することにより資金利用状況及び資金獲得能力、すなわち資金の増減要因が明らかにされます。

(3) 財務書類4表構成の相関関係



- ① 貸借対照表 (BS) の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書 (CF) における本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加えた金額と対応します。
- ② 貸借対照表 (BS) の「純資産合計」の金額は、純資産変動計算書 (NWM) の「本年度末残高」と対応します。
- ③ 行政コスト計算書 (PL) の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書 (NWM) の「純行政コスト」の金額と対応します。

Ⅱ. 各会計区分の対象範囲



Ⅲ. 作成基準日

作成基準日は、令和5年3月31日（令和4年度末）とし、令和5年4月1日から令和5年5月31日までの出納整理期間における出納については、作成基準日までに終了したものとして作成しています。